

申請から工事着工までの流れ

○申請に必要な書類

No.	書類名	備考
1	申請書	「船橋市重度障害者等住宅改造費助成申請書」(市の指定様式)
2	住宅の所有者が分かる書類	・固定資産税納税通知書の写し等(直近のもの) 固定資産税納税通知書の再発行等に関するお問い合わせ先 資産税課 ☎047-436-2222
3	見積書	・工事箇所・内容ごとに分けたもの(資料①参照)
4	工事前後の平面図	・段差の解消が伴う箇所は寸法を入れた断面図も記載(資料②参照)
5	工事箇所の写真	・撮影日が入った全ての工事箇所の写真 ・段差の解消等、高さの変更を目的に工事を行う箇所は、メジャーを当て現状の高さがわかるようにしてください
6	工事請負契約書の写し※1	・契約者と申請者は同一の者であること ※1:工事完了後の提出でも可

※介護保険の住宅改修と併用の場合には、No.3～5の書類は同じものをご提出ください

①申請	上記の申請に必要な書類No.1～6を揃え、直接高齢者福祉課窓口にご提出ください。 ※申請から可否決定通知が届くまでに、20日から1か月程度かかりますので、余裕を持って申請してください。
②事前検査	市職員がご自宅に伺い、工事箇所の確認や身体状況の確認などを行います。
③可否決定通知が届く	審査結果及び助成決定額を記載した「可否決定通知書」をお送りいたします。 本通知が届き次第、工事が可能です。 ※可否決定通知書が届く前に工事を開始すると、助成が出来なくなる場合があります。 ※介護保険制度の住宅改修を併用される場合、可否決定通知書とは別に介護保険課から送付される承認通知書が届いてから工事を開始してください。
④工事着工	※工事金額に変更がなくとも、工事内容を変更される場合には、着工前に高齢者福祉課まで必ずご連絡ください。無断で工事の内容を変更されると、助成が出来なくなる場合があります。 なお、工事内容を変更される場合には、原則変更時点で下記の書類の提出が追加で必要になります。また、当初の助成決定額から助成金額が変わる場合がございます。 ①変更後の見積書②変更後の平面図③変更箇所の写真

(裏面に続く)

工事完了から助成金振込までの流れ

○完了報告に必要な書類

No.	書類名	備考
1	完了届	・「船橋市重度障害者等住宅改造完了届」(市の指定様式)
2	請求書※1	・「船橋市重度障害者等住宅改造費助成請求書」(市の指定様式) ※1:償還払いと受領委任払いで用紙が異なります
3	工事実績報告書	・工事内容に変更が無い場合、日付を完了報告日とし、見積書の表題を「工事実績報告書」に変更したもの
4	工事箇所の写真	・申請時に提出した写真と同じアングルで工事後の日付が入ったもの ・段差の解消等、高さの変更を目的に工事を行った場合は、メジャーを当てて変更後の高さがわかるようにしてください
5	工事請負契約書の写し※2	※2:申請時に未提出の場合にのみ必要
6	委任状(市の指定様式)※3	※3:受領委任払いの場合にのみ提出

※No.1.2.6 の書類は事前検査の際にお渡ししますので、工事終了後No.3～5 の書類と併せて直接高齢者福祉課窓口にご提出ください。

①完了報告	工事完了後、速やかに上記の完了報告に必要な書類を揃え、直接高齢者福祉課窓口にご提出ください。 ※助成対象者が工事期間中に入院・入所等された場合については、在宅復帰されてからの提出をお願いいたします。
-------	---



②確定通知書 等が届く	助成金の確定額及び振込日が記載された通知書をお送りいたします。
----------------	---------------------------------



③助成金振込	請求書にご記入いただいた口座に助成金をお振込みいたします。 ※受領委任払いの場合、施工事業者の振込先口座に直接お振込みいたします
--------	--

※工事完了後の書類提出から助成金振込までに 1 か月程度かかります。

※工事完了後再度ご自宅に伺い工事箇所の確認をさせていただく場合があります。

【お問い合わせ先】

船橋市 高齢者福祉部 高齢者福祉課
電話 047-436-2352